



平成 28 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ブ ロ ー ド リ ー フ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 山 堅 司
(コード番号：3673 東証一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 企 画 本 部 長 羽 生 武 史
(TEL. 03-5781-3100)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が平成 21 年 5 月 15 日付で株式会社アゼスタ（以下、「アゼスタ」）及び同社取締役等に対し提起した、旅行業者向け業務用ソフト「旅行業システム SP」のデータベース（以下、「当社データベース」）の著作権侵害差止等請求訴訟（以下、「本訴訟」）の控訴審判決（以下、「本判決」）が、平成 28 年 1 月 19 日、知的財産高等裁判所より言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 知的財産高等裁判所
 - (2) 年月日 平成 28 年 1 月 19 日

2. 本訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

本訴訟は、アゼスタが販売する旅行業者向け業務用ソフト「旅 nes Pro」のデータベース（以下、「アゼスタ・データベース」）が当社データベースの著作権を侵害するものであるとして、当社がアゼスタおよび同社取締役等に対して、アゼスタ・データベースの複製・頒布等の差止、記録媒体の廃棄・記録内容の消去及び損害賠償請求として約 9 億 1037 万円を請求したものであります。

平成 26 年 3 月 14 日、第一審の東京地方裁判所はアゼスタ・データベースの 22 個のバージョンのうち 21 個のバージョンについて著作権侵害を認め、アゼスタに対して、複製・頒布等の差止及びデータベースを格納した記録媒体の廃棄・記録内容の消去並びにアゼスタ及びその他の被告らに対して総額約 1 億 1215 万円及び遅延損害金の支払を命じる判決（以下、「原審判決」）を言い渡しました。

原告である当社及びアゼスタその他の被告らは、いずれも原審判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴したものであります。

3. 本判決の内容

アゼスタ・データベース 22 個すべてのバージョンについて著作権侵害であると認定し、アゼスタに対して、複製・頒布・公衆送信（送信可能化を含みます。）の差止、アゼスタ・データベースを格納した記録媒体の廃棄、データベースの記録内容の消去等を命じました。また、著作権侵害により原告が被った損害については、アゼスタ及びその他の被告らに対して総額約 2 億 1473 万円及び遅延損害金を支払うよう命じました。

4. 今後の見通し

現時点においては、本判決が当社の業績に与える影響は明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

なお、アゼスタからは、本判決が命ずる損害賠償金及び遅延損害金全額を支払う旨の申し出を判決当日直ちに受けておりますところではありますが、今後、仮にアゼスタその他の被告らより上告された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応して参ります。

以上